

戦没者追悼式 参列者募集

国・県では、先の大戦における戦没者等への追悼とともに、平和を祈念するため、戦没者追悼式を行います。

県では、この追悼式の参列者を募集します。

●申し込みと問い合わせ先

◇戦没者および一般戦災死没者遺族
市福祉サービス課 福祉政策担当
☎(580)1851
FAX(573)8083
福岡県保護・援護課
☎(643)3301
FAX(643)3306

◇原爆死没者遺族
福岡県原爆被害者相談所
☎(631)1508
FAX(631)1509

名称	県戦没者追悼式	全国戦没者追悼式
主催	福岡県	政府（厚生労働省）
参加資格	先の大戦における県出身の戦没者および一般戦災死没者の遺族で県内に居住している人(三親等以内の親族を優先) ※当日は参加遺族全員による献花を予定	◇先の大戦における戦没者・一般戦災死没者・原爆死没者の遺族で県内に居住している人(三親等以内の親族を優先) ◇過去に参加したことがない人 ◇全行程に十分耐えられる体力があり、団体行動ができる人
期日	8月15日(金)	8月14日(木)・15日(金) (2日間)
会場	県立福岡武道館 [福岡市中央区大濠]	日本武道館 [東京都]
参加費用	無料(会場までの交通費は自己負担)	旅費の一部補助あり (差額は自己負担)
市への申込期限	5月30日(金)	

戦没者等の遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十二回特別弔慰金）が支給されます。

支給対象者	<p>基準日（令和7年4月1日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人がいない場合に、次の順番で順位が先になる遺族一人に支給されます。</p> <p>※戦没者等の死亡当時の遺族に限ります。</p> <p>①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人</p> <p>②戦没者等の子</p> <p>③戦没者等の（1）父母（2）孫（3）祖父母（4）きょうだい ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。</p> <p>④前記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。</p> <p>※同じ順位の複数の人が請求した場合は、原則として、先に受け付けた人が優先されます。</p>
支給内容	<p>国債名称 第十二回特別弔慰金国庫債券 い号</p> <p>額 面 27万5000万円（5年償還の記名国債）</p>
請求期間	<p>令和7年4月1日～令和10年3月31日</p> <p>※期間内に請求を行わなかった場合、時効により請求できなくなります。</p> <p>必ず期間内に請求を行ってください。</p>

※詳細については、お問い合わせください。

●問い合わせと請求窓口 福祉サービス課福祉政策担当 ☎(580)1851 FAX(573)8083